

○国立大学法人上越教育大学大学評価委員会学部及び大学院修士課程ファカルティ・ディベロップメント専門部会細則

(平成16年6月17日)
細則第36号)

改正 平成19年3月1日細則第6号

改正 平成20年3月21日細則第2号

改正 平成20年12月22日細則第25号

国立大学法人上越教育大学大学評価委員会学部及び大学院修士課程ファカルティ・ディベロップメント専門部会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人上越教育大学大学評価委員会規程（平成16年規程第9号）第10条第2項の規定に基づき、大学評価委員会（以下「委員会」という。）の専門部会として、学部及び大学院修士課程ファカルティ・ディベロップメント専門部会（以下「専門部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、学校教育学部及び大学院学校教育研究科修士課程におけるファカルティ・ディベロップメントの実施に係る事項を所掌する。

(組織)

第3条 専門部会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 大学評価委員会委員若干人
- (2) 各コース（教育実践高度化専攻を除く。）から選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。）各1人
- (3) 教育支援課長
- (4) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

第4条 前条第2号及び第4号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第4号に掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(部会長等)

第5条 専門部会に部会長を置き、大学評価委員会委員長が委員のうちから指名する。

- 2 専門部会は、必要があると認めるときは、副部会長を置くことができる。

(会議の招集及び議長)

第6条 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

- 2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した委員又は前条第2項により副部会長を置くときは、当該副部会長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第7条 部会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を専門部会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

第8条 専門部会に関する事務は、学務部教育支援課において処理する。

(その他)

第9条 この細則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年6月17日から施行する。
- 2 この細則の施行後最初に委嘱する第3条に規定する委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行後最初に委嘱する第3条第2号の委員のうち、第二部及び第四部の委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行後最初に委嘱する第3条第2号に規定する委員のうち、臨床心理学コース、特別支援教育コース、社会系コース、芸術系コース及び教育実践リーダーコースの委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

この細則は、平成20年12月22日から施行する。